

寄附に対する税法上の優遇制度について

個人の寄附については、各々税法上の寄附金控除が、つぎのように受けられます。

1. 所得税

1の1 寄附をした個人は確定申告により次の限度内での所得税法上の寄付金控除(所得控除)が受けられます(所得税法第78条第2項第3号該当)

〔 寄附金額とその年分の所得金額(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額)の40%のいずれか低い方の金額 〕 −2,000円

例えば、その年分の所得が400万円の人で10万円を社会福祉法人に寄附した人は9万8千円(10万円−2千円)の寄附金控除が受けられます。

1の2 寄附をした個人は確定申告によって次の限度内での所得税法の税額控除が受けられます(租税特別措置法第41条の18の3該当)

税額控除対象寄附金 −2,000円 × 40% = **控除対象額** (この額が所得税額から控除されます。)

* 寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象金額となります。

* 控除対象額は、所得税額の25%を限度

(上記1の1、1の2はいずれかの選択になります)

2. 県民税・市町民税

法人に対する寄附金は、**広島県の個人県民税の税額控除の対象**となる寄附金として指定されました。

寄附金税額控除の内容、手続き等について以下のとおりです。

支払った寄附金が県及び市町双方の寄附金税額控除の適用を受ける場合は、10%の控除(県民税4%+市町民税6%)が適用されます。
次の計算式により算出された金額が、個人県民税の税額から控除されます。ただし、5千円以下の寄附金については控除されません。(法人に対し支払った寄附金額−5千円) × 4%
個人市町民税については、各市町が条例により税額控除の対象となる寄附金を指定した場合に該当となります。(福山市においては、福山市税条例で指定されています。)

3. 寄附金税額控除の申告

所得税(国税)の寄附金控除・税額控除と住民税(個人県民税・市町民税)の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、**所得税の確定申告**を行なう必要があります。

※ 申告に当たっては、法人に対し寄附金を支払ったことを証明するもの『領収書』が必要となりますので、大切に保存してください。